通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)

改 正 後	改 正 前
(別紙) 各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について (1) (略) (2)短期入所生活介護及び短期入所療養介護(居宅サービス基準第12 7条第3項第5号 <u>第140条の6第3項第5号</u> 及び第145条第3項 第5号関係)	(別紙) 各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について (1) (略) (2)短期入所生活介護及び短期入所療養介護(居宅サービス基準第12 7条第3項第5号及び第145条第3項第5号関係)
 ・ (略) (3)・(4) (略) (5)介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス(福祉施設基準第9条第3項第4号及び第41条第3項第4号関係、保健施設基準第11条第3項第4号並びに療養施設基準第12条第3項第4号関係) (6) (略) 	 ・ (略) (3)・(4) (略) (5)介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス(福祉施設基準第9条第3項第4号関係、保健施設基準第11条第3項第4号関係) ・ (略) (6) (略)